

團統の出来れんことを此の如く強んじ、脅迫的の手段を以て、會社の
却治せん對抗す。

十日

△会社側の争議回報

近來評議會は却治に施す演説會等を用催、宣傳中なる
が、その談話、見之違ふ者も虚構捏造等のみにして、例へば
「日本主義、労働者農夫會は争議團に對抗せんか」云々は未
だ一社、違ひの會にして、此の會(社)の争議團一々に付す
三内の報酬を出す云々の如き、又「罷業、女工宛、勸告文を
送りたる」日本婦人會は、社を夫人一人のみにて組織せる会とな

リ云々の如き、世にも自ら匿しして知る事情も無き、世も農夫
有力者の反感を買ひつゝあり。

一評議會は争議團員中正業の徳歸するもの相隨ひの形
勢を考慮、取し「今、脱會するものは今迄の員甲として一人を
三内乃至三内を納入せよ」との規約、別れ作中の曲なるが、
團員は大會の時斯の約束はなすべしと既に種々の
目上一人六七内の單邊金を徴収せられ、且、日中の午食
も、午食を受し、は評議會、幹部のみならず、然も回
たりとも決算報告を受け、若くは、若くは協議し、高唱し、此
の上不條理なる規約を強ひ、さうするとも一致團統して反對
ありしと、協議中の由。

一評議會、幹部に先般、評議員に對し、例令親